

議案第 31 号

令和 3 年度貝塚市一般会計補正予算（第 18 号）の件

令和 3 年度貝塚市の一般会計補正予算（第 18 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 6 , 9 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 , 2 4 9 , 6 8 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 4 年 3 月 29 日提出

貝塚市長 酒 井 了

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14. 国庫支出金		11, 094, 739	122, 655	11, 217, 394
	2. 国庫補助金	4, 641, 372	122, 655	4, 764, 027
18. 繰入金		2, 045, 113	16, 063	2, 061, 176
	1. 基金繰入金	2, 040, 325	16, 063	2, 056, 388
21. 市債		6, 758, 900	48, 200	6, 807, 100
	1. 市債	6, 758, 900	48, 200	6, 807, 100
歳 入 合 計		44, 062, 765	186, 918	44, 249, 683

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 民生費		20,387,268	△1,000	20,386,268
	1. 社会福祉費	8,760,538	△1,000	8,759,538
4. 衛生費		4,078,956	75,794	4,154,750
	4. 上水道費	12,083	75,794	87,877
8. 土木費		3,400,068	5,320	3,405,388
	5. 都市計画費	1,907,862	5,320	1,913,182
9. 消防費		1,074,899	5,720	1,080,619
	1. 消防費	1,074,899	5,720	1,080,619
10. 教育費		3,462,593	101,084	3,563,677
	2. 小学校費	1,515,557	93,434	1,608,991
	3. 中学校費	431,407	7,650	439,057
歳 出	合 計	44,062,765	186,918	44,249,683

第 2 表 繰 越 明 許 費

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
9. 消防費	1. 消防費	消防水利等設置事業（臨時）	11, 583
10. 教育費	2. 小学校費	学校保健特別対策事業	14, 850
10. 教育費	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	78, 584
10. 教育費	3. 中学校費	学校保健特別対策事業	7, 650

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前									補 正 後								
	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考	限度額	起債の 方 法	利 率	償還の方法					備 考
				借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他					借入先	償還期限	据置期間	償還方法	その他	
学校施設整備事業	千円 734,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	政 府 その他	年以内 25	年以内 3	年賦又は 半年賦・ 元利均等 又は元金 均等若し くは満期 一括償還	左記の条件の範囲 内において借入先 に融通条件がある 場合その条件に従 うことができる。 ただし、財政の都 合により償還期限 及び据置期間を短 縮し又は繰上償還 若しくは低利に借 り換えることがで きる。	証券発行の場合 において発行価 格が額面金額を 下回るときは、 それぞれの発行 価格差減額を埋 めるために必要 な金額をそれぞ れの限度額に加 算した金額を限 度額とする。	千円 782,200	同左	同左	同左	年以内 同左	年以内 同左	同左	同左	同左
起債合計	6,758,900									6,807,100								